

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第七章 国際労働運動

第一節 世界の労働者の生活条件、労働条件の悪化

一、経済の軍事化

マーシャル計画の実施を契機に、戦後、世界労連に結集していた世界の労働戦線の統一がうち破られてから、資本主義諸国の戦争政策は急速なテンポですすめられた。

一九五一年には、資本主義諸国の政府は、世界労連から分裂した国際自由労連の支持のもとに、本格的な経済軍事化の政策をおしすすめた。アメリカでは、四年間に約二、五〇〇億ドル、イギリスでは三年間に五一億ポンド、フランスでは三年間に二兆フラン、イタリアでは一兆四、〇〇〇億リラの再軍備計画がたてられ一九五〇—五二会計年度には、次表が示しているように、直接軍事費だけでも前年度に比べて一倍半から二倍、戦前水準の約一〇倍に増加した。

直接軍事支出 予算総額に対する軍事費の割合(%)

1937 1950 1951 1937 1950 1951

アメリカ(一億ドル) 9.3 200 480 7 46 67

イギリス(一億ポンド) 1.86 7.77 14.90 20 24 36

フランス(一億フラン) 97 7430 8500 13 28 33

資本主義諸国のこのような経済の軍事化は、勤労者の生活水準を低下させ、かつ、この生活水準の低下に反対する労働者の運動に対しての種々の制限、抑圧を図った。ことに、この経済の軍事化とならんで、マーシャル計画、シューマン計画、後進国開発計画、マーシャル計画の必然的發展形態としての北大西洋条約、軍事援助などを通じて資本主義諸国のすべてがアメリカへの従属をふかめたことは、これらの諸国の勤労者の生活条件、労働条件に対して大きな影響をおよぼした、

二、税の増大

アメリカでは、一九五〇—五二会計年度の税収入は、一九四九—五〇年度よりも三二%増加していたが、一九五〇—五二会計年度の税収入は前年の四四〇億ドルに比べて五五〇億ドル、すなわち二五%増加している。イギリスでは、一九五一年度の税収入は、一九五〇年度の三七億三、〇〇〇万ポンドにたいして、総額四〇億一、五〇〇万ポンドと予定されているし、フランスでは、一九五一年の税収入は一九四九年を四〇%上廻るものと予定されており、しかも最近四年間に、その負担が主として勤労者の肩にかかる間接税は二、五五〇億フランから八、九五〇億フランに増加している。

占領下におかれ、しかも占領軍の増強と再軍備の急がれている西ドイツでは、税の増加はとくに甚しい。一九五〇—五二会計年度の四五億マルク以上の軍事支出に関連して、二〇億マルクの税収

入を予定する新しい税がもうけられ、占領税は七〇%以上も増加されている。このため、一九五一—五二年度の税金は前年度よりも二六%増加している。

こうして「ドイツ経済研究所報」によれば、一九五一—五二会計年度の直接税と間接税を合計すると、アメリカでは労働者のうけとる賃金総額の四一%、イギリスではその五三%に達している。

三、生計費の騰貴にともなう実質賃金の低下

また資本主義諸国の経済の軍事化、これに結びついた巨額の政府支出と消費物資の生産縮小は、未曾有の物価騰貴、ことに勤労者の生活にとってきわめて重大な意義をもつ消費財の大幅な価格騰貴をもたらした。

一九五一年九月の卸売物価指数は、朝鮮事変前に比べて、アメリカでは一六%、西ドイツでは二三%、ベルギーでは二七%、イギリスでは三〇%、フランスでは三二%騰貴しており、こうして、朝鮮戦争開始後、生計費は政府発表の指数によっても、西ドイツで九%アメリカで一%、イギリス、ベルギー、イタリアで一三%、スウェーデン二%、フランスで二四%も上昇している。

	基準年度	一九五〇年上半期	一九五一年九月
アメリカ	一九三五—三九年	一六九	一八九(1)
イギリス	一九四七年六月一七日	一一三	一二八
フランス	一九四九年	一〇七	一三三
ベルギー	一九三七年	三六七	四一四
スウェーデン	一九三七年	一七〇	二〇五
イタリア	一九三八年	四七四九	五三七三(2)
西ドイツ	一九三八年	一五三	一六六(2)

[備考](1)十一月、(2)八月

このように生計費が騰貴したにも拘らず、ある国では賃金値上げは一切禁止されており、またある国では労働者階級が大攻勢によって賃金値上げをかちとったが、賃金値上のテンポは生計費の騰貴するテンポに追いつきえなかった。したがって、一九五一年には、資本主義諸国の勤労者の実質賃金は甚しく低下した。

たとえばアメリカでは一九五一年中、わずかの例外をのぞいて賃金値上げは一切禁止された。イギリスでは、政府の白書によってみても、一九五一年上半期中に生計費指数は九・五%も増大しているのは対して、賃金総額は三・一%増加したにすぎない。スウェーデンでは一九五一年中に物価は約二五%騰貴したが賃金は二%しか増加しなかった。フランスでは、三月と九月の二回にわたっての大ストライキによって大幅の賃上げをかちとったにも拘らず、生計費と賃金の開きはますます大きくなった。

四、労働強化と労働災害

このような実質賃金の低下に加えて、就業労働者に対しては、労働強化によって労働の搾取率がさらに強められた。この労働強化は、労働時間の延長、スピード・アップ、出来高払い賃金の採用、成年労働者の解雇による青婦人労働者の採用などを通じておこなわれた。そして、このような労働強化は、必然的に労働災害を増加させた。

たとえば、フランスの炭坑では、一九四七年には四、七〇〇万トンの石炭を生産するのに三三二、〇〇〇人の労働者が働いていたが、一九五〇年には、五、二〇〇万トンの生産に対して労働者数は二六四、〇〇〇に減少し、さらに一九五一年には、五、四五〇万トンの生産に対して労働者数は

二四七、〇〇〇に減少している。こうして、切羽における労働者一人一方当の生産量は一九二九—三八年の平均一、一五八キロに比べて、一九四七年には九五〇キロ、一九五一年末には一、三三四キロに増大している。要するにフランスの炭坑の生産高は一九五一年には一九二八年に比べて四〇%増大し、生産性は一九四七年以来三七%も増大している。しかるに坑内労働は一九三九年の週三八時間四〇分から一九五一年の四八時間に延長されているにもかかわらず、フランス炭坑夫の購買力は戦前よりも五〇%低下しているのである。

この生産性＝労働密度の増加は、労働災害をいちじるしく増加した。フランスでは、ノール・パ・ド・カレー炭田だけで、一九四九—五〇年には二六二人の炭坑夫が死に、三万人が硅肺でたおれた。ベルギーでは一九五一年に炭坑夫は災害の増大に抗議してストライキを行わねばならなかった。

五、失業

資本主義諸国の労働者の物質的状态の悪化は、再軍備経済下における失業の増大によって、さらに倍化されている。一九五一年における失業の増大は、上半期には主として急速な軍需生産の増大にともなう民需工業の原料不足＝生産弱小によってもたらされたが、下半期には、主として、大衆購買力の低下にともなう発展した民需生産部門の過剰生産恐慌によってもたらされ、一九五二年にむかってますます増大する傾向を示した。

アメリカでは、電気労働組合(UE)の資料によると、一九五一年九月には完全失業は四〇〇万、部分失業は一、二〇〇万、合計一、六〇〇万の失業が存在した。西ドイツでは、失業者数は二〇〇万以上、イタリアでは一九五一年末の失業者数は、完全失業と部分失業を合せて四〇〇万、フランスでは二五〇万以上、トルコでは一、八〇〇万の人口のうち四〇〇万は定職をもたず、ギリシャでは人口七五〇万のうち約四〇万が失業していた。

六、社会保障制度の後退とその危機

再軍備政策下における労働者の生活への圧迫は、一九五一年にはとくに社会保障制度に対する支配階級の反動攻勢にまで発展した。

イギリスでは、労働党内閣がその「社会主義」政策のたまものとして誇っていた社会保障制度に対して一九五一年四月、ついに縮小の一步がふみだされ、医療サーヴィスの負担の一部が国民に転嫁された。オーストリアとベルギーでは失業手当と年金の支払条件がいちじるしくせばめられた。デンマーク、ノルウェー、スウェーデンでは、かねて一九五一年中に予定されていた社会保障制度の拡大と改善が延期された。フランスでは、一九四六年に共産党の労働相のもとで実施された社会保障制度を改悪しようとして、政府と雇主は意識的に財政危機をみちびきだした。

このような、資本主義国の社会保障制度の改悪もしくは危機は主として国家の社会的支出の削減によってみちびきだされているがその他再軍備政策に関連する諸結果もまたその危機の原因になっている。たとえば、フランスの社会保障制度の危機をもたらした原因としては、(一)インフレを通じて実質賃金が低下したために、社会保障基金の財源の価値が切下げられたこと、(二)社会保障基金への払込みを雇主側が怠っていること(一九五〇年中にすでにこの額は約一〇〇〇億フランに達した)(三)政府が予算を軍事費にまわすことによって、社会保障基金を流用していることがあげられている。

七、弾圧の強化

以上のように、一九五一年にはいって、資本主義諸国で本格的な再軍備政策が実施されるとともに、労働者の生活はあらゆる面から攻撃をうけるに至った。しかも、この生活水準の低下に反対し、

その直接・間接の原因である再軍備政策に反対する労働者階級の反撃を抑えるために、労働者ならびに労働者の組織の自由と権利に対して制限が加えられ、その運動に対する弾圧が強化された。

アメリカではタフト・ハートレー法にひきつづいて、マッカーラン法、スミス法が制定され、イギリスでは一九五〇年末以来第二次大戦中の戦時法規である政令一三〇五号(註)が再び賃金値上げを要求するストライキ運動弾圧の道具として使用されはじめ、さらにフランスの共和国防衛法案、イタリアの国家防衛法案、オーストラリアの新労働調停法、インドの重要産業スト禁止法令なども、その重点をストライキの禁止におき、デモ、集会、言論の自由の制限または剥奪をねらって労働者の一切の闘争手段をうばい去り、労働者を武装解除しようとするものである。

(註)もつとも、イギリスの政令一三〇五は、労働者の大きな憤激をまきおこしたため、形勢不利とみてとった労働党内閣は八月にこれを廃止した。

このような労働者弾圧法規の制定にもとづいて、労働者ならびにその組織に対する弾圧の例は著しく増大した。一九五一年二月にはフランス政府はフランス国内における世界労連本部活動を禁止し、西ドイツ政府は年末にドイツ共産党その他三八の民主団体に対して弾圧を加えた。この他仏、伊、西独における労働者のストその他の運動に対する官憲の弾圧とならんで、一九五一年の労働運動弾圧の特徴的な例として、スペイン、ギリシヤのそれをあげなければならない。これらの国では、ファッショ体制の危機の強化にともない、アメリカ側の干渉のもとで数万名の労働者その他の平和運動の闘士たちが獄につながれあるいは殺されたのである。

八、植民地諸国の勤労者の生活の悪化

植民地諸国では戦争政策が勤労人民の生活水準に与えた影響はさらに大きかった。朝鮮戦争開始以来、再軍備政策が本格化するにつれて、アメリカをはじめ西欧諸国の原料買付は増大し、とくに一九五一年上半期には植民地諸国の原料価格はいちじるしく騰貴したため、これらの諸国にはドルその他の通貨が多量に流入したが、これで収益をあげたのは本国人の独占的諸会社だけであった。ことにイギリス帝国諸領の場合には植民地諸国の輸出した商品の代価はすべて本国の中央銀行にプールされ、植民地諸国は自由にこれをひきだすことを許されなかった。このため、いわゆる軍需ブームは植民地諸国のインフレを昂進させ人民の生活水準に大きな打撃を与えた。

マレーでは、イギリス人独占会社の収益は次表にみられるようにおどろくべきテンポで増大した。

マレーのイギリス人の独占会社の収益

会社名	1949—50年	1950—51年	前年に対する比
(ポンド)			
ムユーア鋼ゴム会社	19,927	91,341	458%
ケボン・ゴム会社	125,982	577,313	460%
ラナドロン・ゴム会社	77,385	333,261	430%
ユナイテッド・シェア			
ペントン会社	256,000	1,436,000	560%
ソゴマン・ゴム会社	696,000	251,960	363%
錫・銅・その他非鉄金属			
会社の合計	7,303,000	9,166,000	125%

このように膨大な収益があがっていたにも拘らず、マレーのイギリス人雇主たちは、マレー総督府のスト禁止令を利用して、一九四七年の賃金委員会で釘付された賃金率をマレーの労働者におしつけていた。このためマレーの労働者の生活水準がいかに低下したかは次の表をみれば明らかである。

一九三九年	100	100
一九四九年	200	562
一九五〇—五一年	200	600

(World Trade Union Movement 1952, No.6)

南米に例をとるならば、ヴェネズエラでは、ヴェネズエラ中央銀行の発表によると、一九五一年九月の生計費指数は一九三八年を一〇〇として一七三・九に騰貴しており、食料品ならびに衣料品の価格指数はそれぞれ二〇五・八および二五〇・五に達している。

このような物価騰貴による実質賃金の低下に加えて、労働強化も甚しくすすんでいる。一九四八年には石油産業では六五、〇〇〇人の労働者ならびに事務職員で一日当一三〇万バレルを生産していたが、一九五一年には労働者数は四万に減ったにも拘らず、一日当の、石油生産量は一七〇万バレルに達している。このため、石油会社の一労働者当収益は、一九三八年には七、〇〇〇ドルであったのが一九五一年には約二倍に増加し、石油トラストの公表した収益は五億ドル以上にのぼった。

北アフリカの仏領モロッコで一般大衆の購買力がいかに低下し、生活水準がいかに低下したかは、一商店一フェブ商会一が作成し、他の商店もその信憑性を認めている次の食料品売上高表にもっともよくあらわれている。

一九四九年 一九五一年

小麦粉(一日売上高) 五トン 一トン
 砂糖(一カ月売上高) 四〇〇俵 二八〇俵
 茶(一日売上高) 一箱 七分一箱

”(World Trade Union Movement 1952, No.11)

このような生活水準の低下に反対して、植民地諸国の勤労者が生活の改善と民族独立と平和を要求して闘争に立上ったとき、いかなる弾圧が加えられたかは、ここで多言を要しない。前年よりひきつずき、マレーに、ヴェトナムに、フィリピンに、ビルマに民族解放の武力闘争が発展し、さらに、一九五一年に入ってからには新たにイラン、エジプト、北モロッコ、チュニジアに民族解放運動ののろしがあがったが、弾圧をけて怒濤のようにすすんでいる民族解放闘争の発展にこそ、この年の特徴がみいだされるからである。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
 日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)